

5. 参考資料

日本の所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

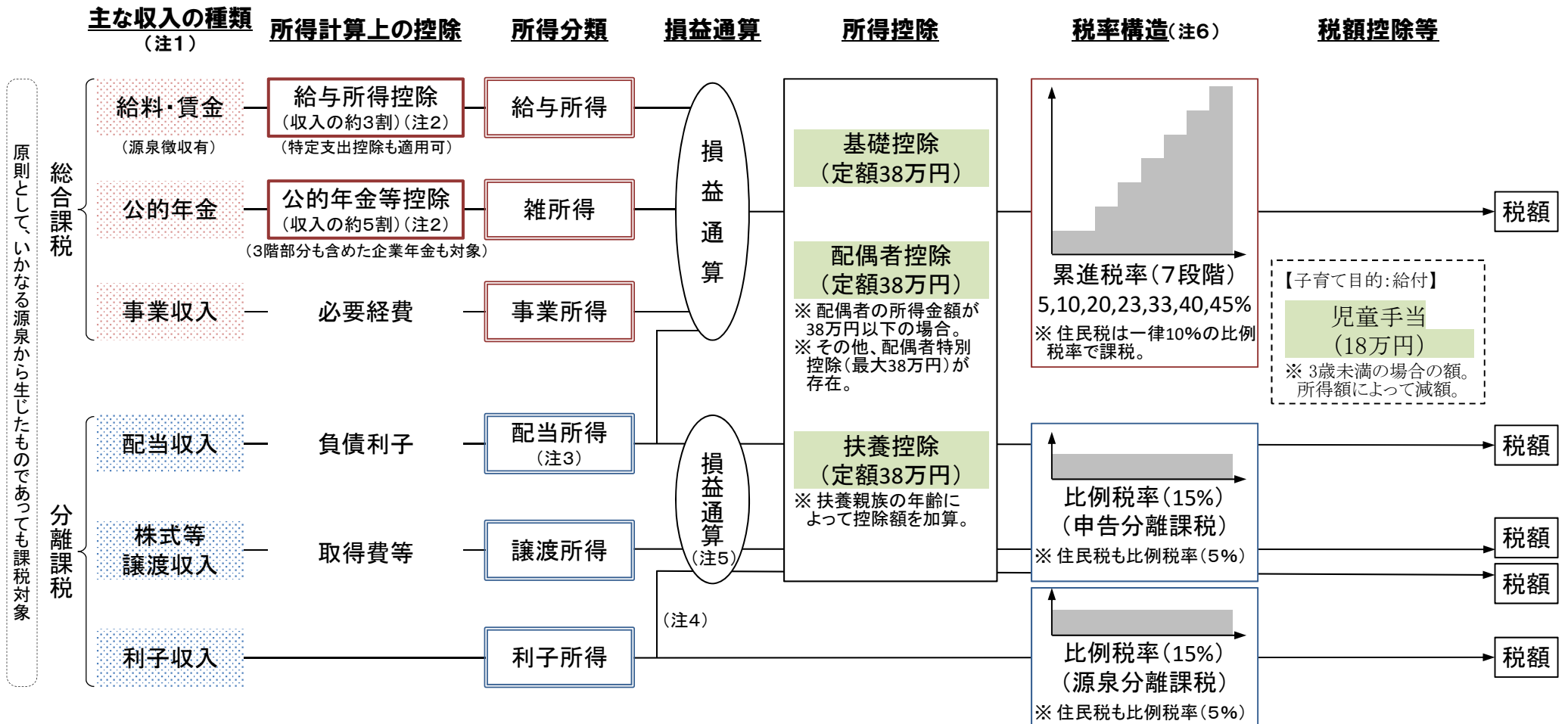
個人単位課税

○ 勤労性の所得は総合課税であるものの、給料や年金には収入類型に応じた特別の控除が存在しており、各分類の所得の間には取扱いの差が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、定額の所得控除によって調整。

○ 分離課税の対象となる金融所得は、比例税率で課税。

○ 税額控除は、二重課税排除等の目的に限定。



(備考1) 上記で図示したものは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。

(備考2) 生活保護の保護金品、児童手当及び失業等給付は、いずれも非課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

(注2) 各控除の総額を給与収入又は年金収入の総額で除いたものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。

(注3) 「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可・損失額は他の所得金額と通算不可)と申告分離課税のいずれかを選択可。

(注4) 「特定公社債等の利子所得」は15%(住民税5%)の比例税率による申告分離課税とされ、「上場株式等の譲渡損失」との間で損益通算可能。

(注5) 「上場株式等の譲渡損失」は「上場株式等の配当所得等」との間で損益通算可能であるが、「非上場株式等の譲渡損失」は損益通算不可。

(注6) 別途、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が課される。

アメリカの所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

個人単位課税と夫婦単位課税 (実質的な二分二乗方式)の選択制

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

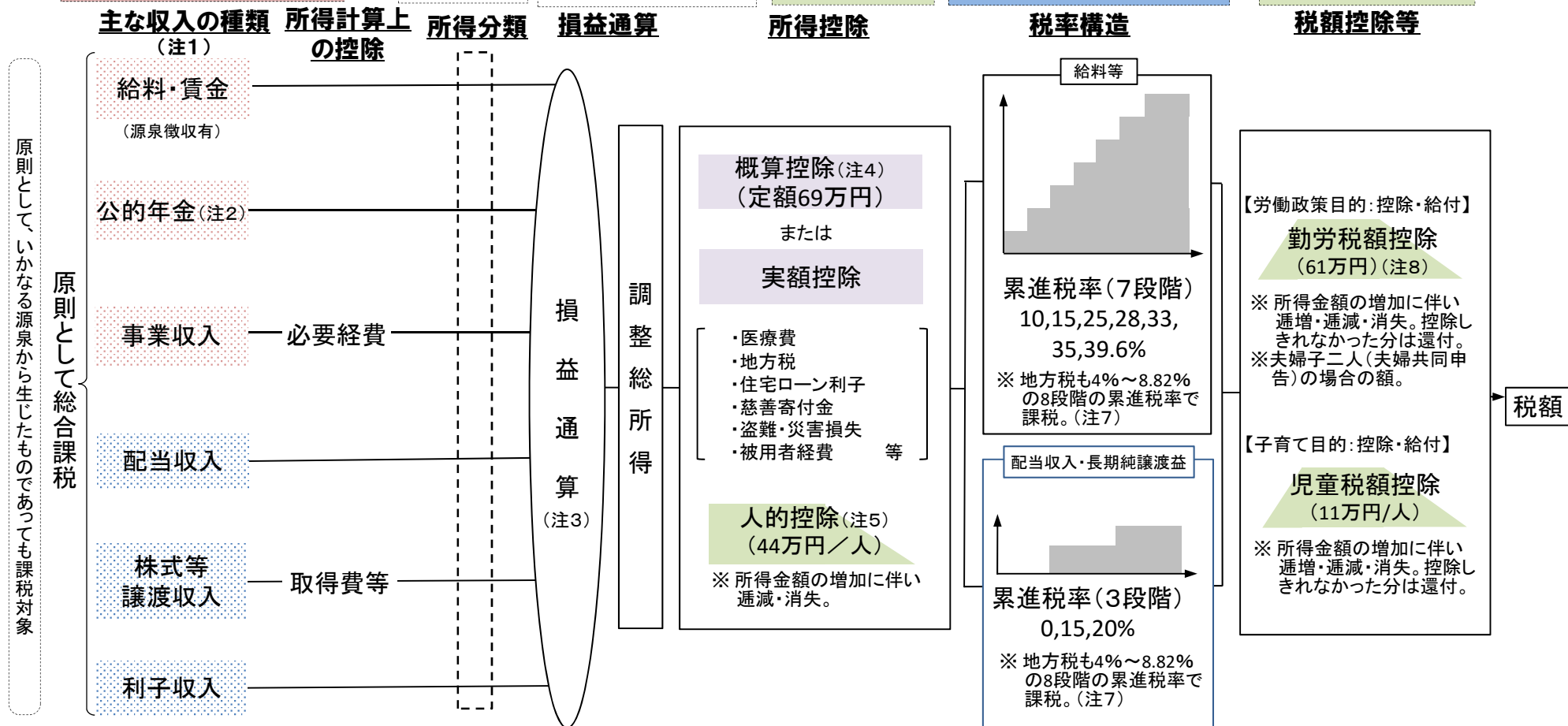
○ 所得分類は存在しない。

○ 全ての種類の収入に関し、統一的に用いることができる概算控除が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は所得控除(消失型)によって調整。

○ 配当収入及び長期純譲渡益については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注6)。

○ 労働政策上の給付や児童手当に代わるものとして税額控除が存在。



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ドル=108円(基準外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。
 (備考2) 生活保護は非課税、失業手当は課税(児童手当は存在しない)。
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。
 (注2) 公的年金(OASDI)の場合、収入に応じてその一部を総所得に算入することとされているが、企業年金の場合、そうした取扱いはない。
 (注3) 株式等譲渡収入については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)ごとに通算し、次に短期純譲渡益/損と長期純譲渡益/損の通算を行う。その後、短期純譲渡損もしくは長期純譲渡損が生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドルを限度に損益通算が可能であり、短期・長期の順で他の収入と損益通算し、残った譲渡損には無制限の繰越しが認められる。
 (注4) 夫婦共同申告の場合、控除額は2倍になる。
 (注5) 本人・配偶者・扶養親族に対して適用される。
 (注6) 給料等、配当収入及び長期純譲渡益の順に所得を積み上げて、配当収入及び長期純譲渡益部分に対応する累進税率 brackets を適用する。
 (注7) ニューヨーク州の場合。ニュー YORK 市の場合、別途市所得税(所得の2.55%~3.4%の5段階)と、付加税(市所得税額の14%)が課される。
 (注8) 利子・配当等の非適格所得が3,400ドルを超えない場合等にものみ適用される。

イギリスの所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

個人単位課税

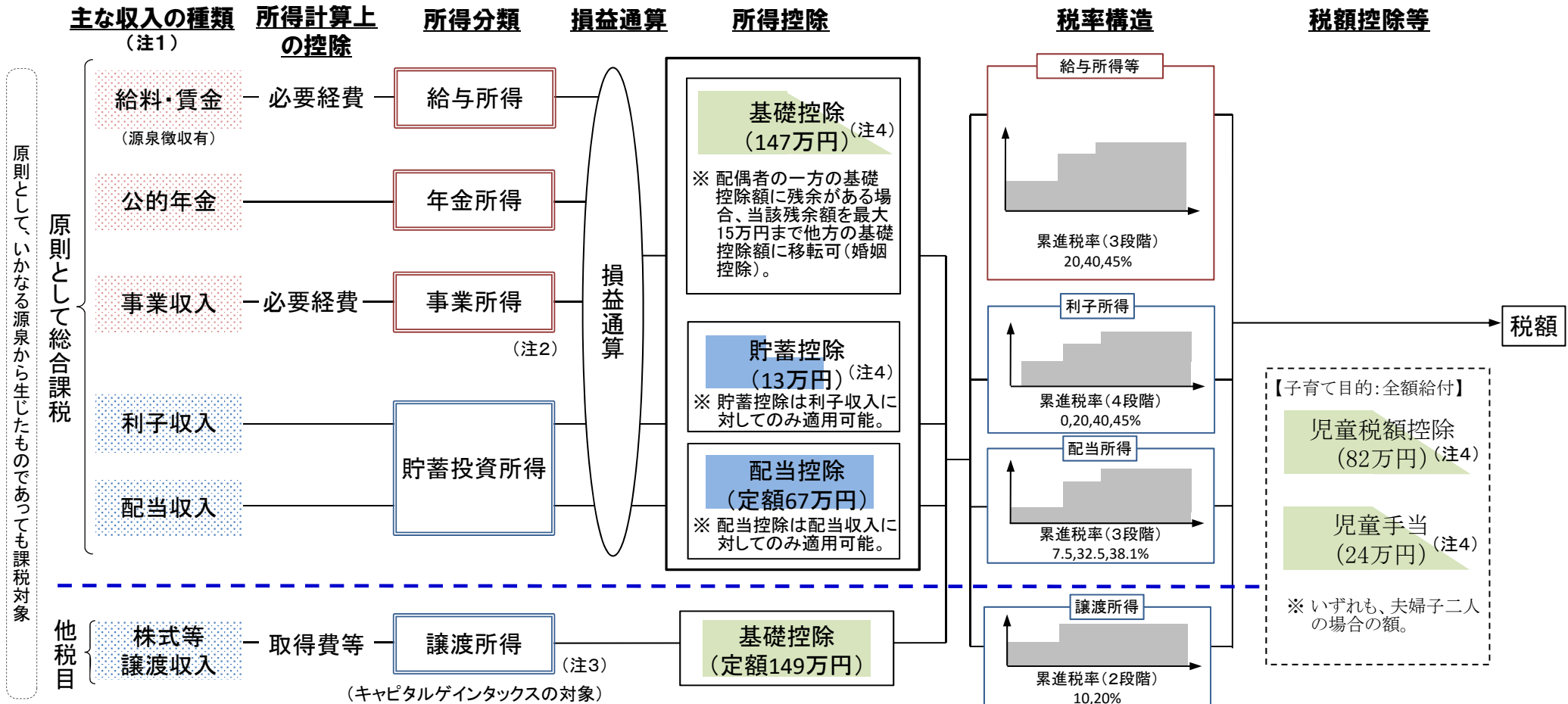
○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 形式的な所得分類は存在するが、収入類型に応じた特別な控除は存在しない。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、所得控除(消失型)によって調整。

○ 利子所得、配当所得及び譲渡所得については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注5)。

○ 子育て目的で全額給付の形式をとる「児童税額控除」が存在(給付措置に統合予定)。



(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ポンド=134円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は非課税、失業手当は課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

(注2) 事業所得に損失が生じた場合、その損失を当期の他の所得及び前期の所得と通算し、なお損失が残る場合は、当期の譲渡所得と通算することができる(限度額あり)。

(注3) 当期の全ての譲渡益と譲渡損及び前期から繰り越された譲渡損を通算し、なお譲渡損(純譲渡損)が残る場合は、翌期以降の譲渡益と無期限に通算することができる。

(注4) 基礎控除、児童税額控除および児童手当については、所得金額の増加に伴い、遞減・消失する。また、貯蓄控除については、所得金額の増加に伴い、減額・消失する。

(注5) 利子・配当・譲渡以外の所得(給与所得等)、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に所得を積み上げて、それぞれの所得に対応する累進税率ブラケットを適用する。

ドイツの所得税の構造(イメージ)

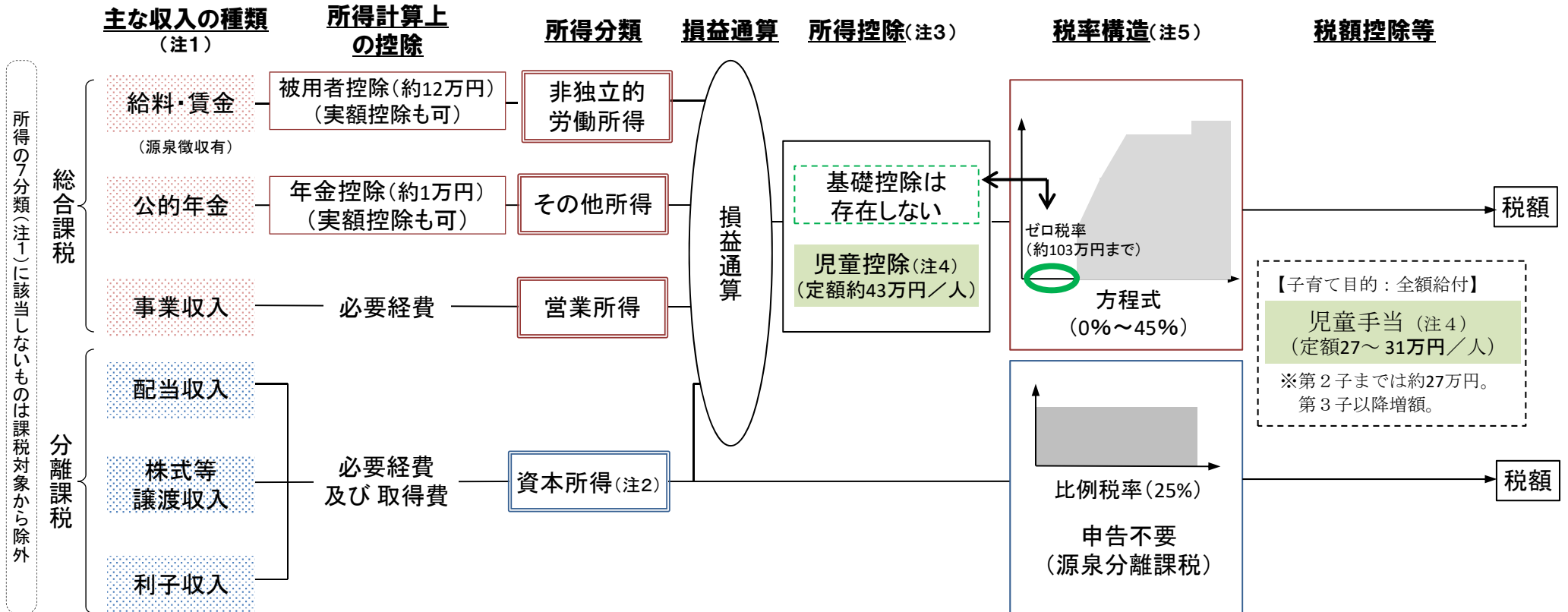
(2017年1月現在)

個人単位課税と夫婦単位課税 (二分二乗方式)の選択制

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 分離課税の対象となる金融所得は比例税率。



(備考1) 上記で図示したものは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=117円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護、児童手当及び失業手当は、いずれも非課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入等についても課税対象。ドイツにおける所得の7分類(上記の所得分類に加え、農業森林所得、独立的労働所得、賃貸所得)いずれにも当てはまらないものについては非課税。

(注2) 資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、25%の源泉徴収税のみが課税される。

(注3) 基礎控除はないが、課税所得8,820ユーロ(103万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除はないが、ドイツは課税単位について個人単位課税と夫婦単位課税(二分二乗方式)の選択制を採っている。

(注4) 児童控除(所得控除)と児童手当(全額給付)とを比較し、いずれか納税者に有利な方のみを適用(低所得者は児童手当、高所得者は児童控除が有利となる)。児童控除は、夫婦共同申告の場合、控除額が2倍になる。

(注5) 別途、連帯付加税(所得税額の5.5%)が課される。

**世帯単位課税
(N分N乗方式)**

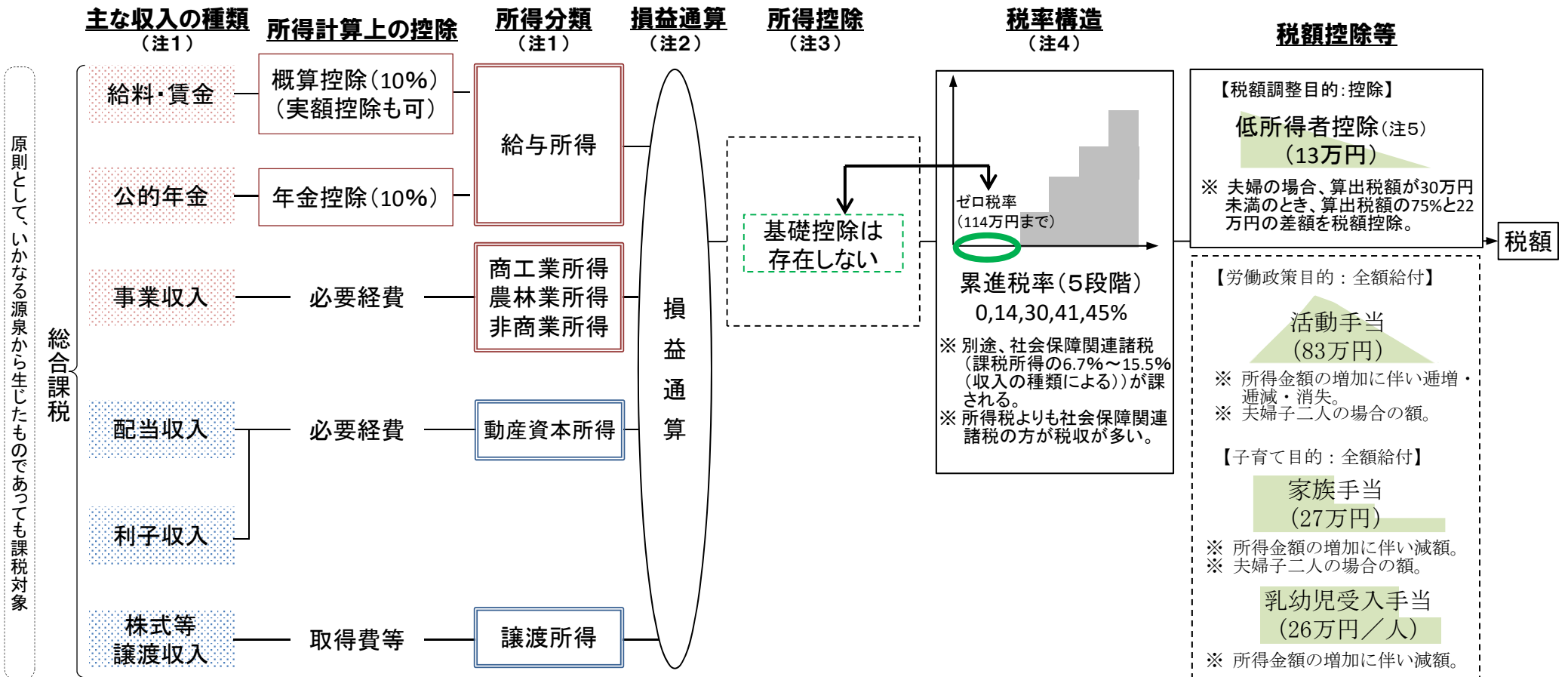
フランスの所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 金融所得についても累進税率を適用。



(備考1) 上記で図示したものは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=117円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、非商業所得に分類。

(注2) 農林業所得、非商業所得の損失は一定の限度の下で損益通算可。動産資本所得、譲渡所得の損失は損益通算不可。

(注3) 基礎控除はないが、課税所得9,710ユーロ(114万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除と扶養控除はないが、フランスは課税単位について世帯単位課税(N分N乗方式)を採っており、家族除数(N)の決定において、配偶者を有する場合には1が、扶養子女(原則として21歳未満)を有する場合には、子女一人につき0.5(3人目以降は1)が家族除数(N)に加算される。

(注4) 別途、高額所得に対する所得課税(所得の0%~4%(3段階))が課される。

(注5) 2017年1月から、低所得者控除が適用される世帯を含む、所得が一定額未満の世帯に対して、新たな税額控除(付加的税額控除)制度が施行されている。①既存の低所得者控除が適用されている世帯については同控除適用後の税額から、②低所得者控除が適用されない世帯についても累進税率適用後の税額から、最大20%を控除可能。

アメリカにおける所得税の所得控除（人的控除）について

(2017年1月現在)

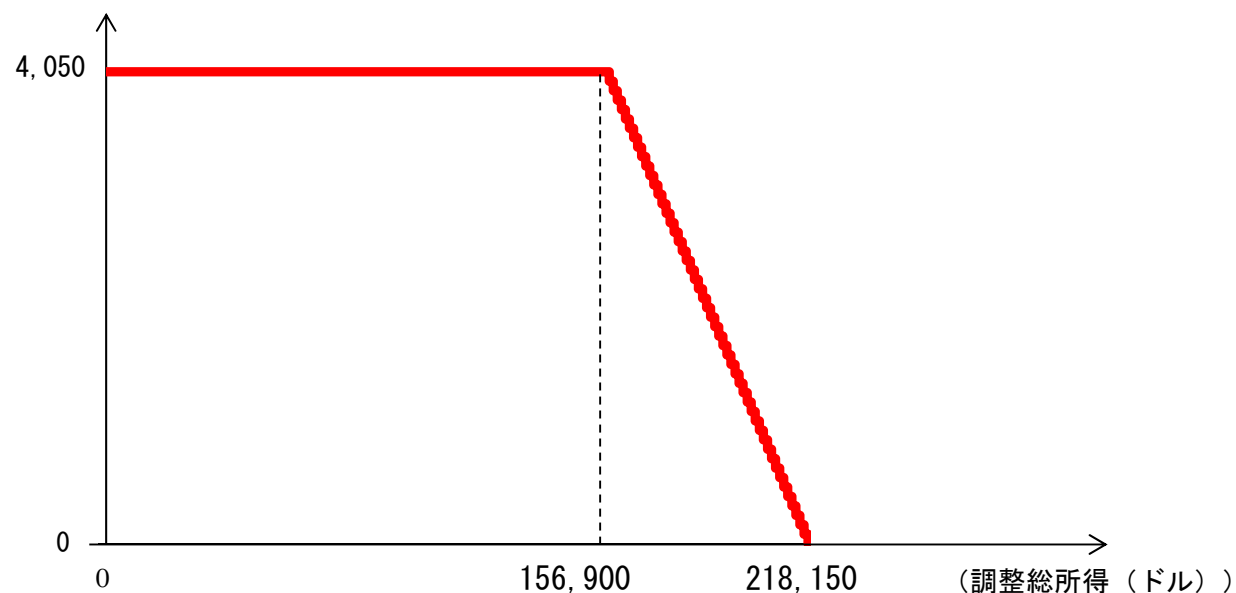
- アメリカでは、日本と同様、所得控除方式の人的控除が存在するが、所得が一定金額を超える場合、人的控除の額が逡減・消失する仕組みとなっている。
- このため、日本、ドイツ等の場合と異なり、一定水準以上の高所得者については、所得金額に対して控除等を適用することなく、直接累進税率が適用されることとなる。

(人的控除額)

人的控除	4,050 ドル (43.7 万円)
逡減開始	156,900 ドル (1,695 万円)
逡減率	所得が 1,250 ドル (13.5 万円) 増えるごとに、2% (81 ドル (0.9 万円))
消失	218,150 ドル (2,356 万円)

(人的控除のイメージ)

(人的控除額 (ドル))



(注) 表中・グラフ中の値は、夫婦個別申告の場合のもの。

(備考) 邦貨換算レートは1ドル=108円(基準外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

イギリスにおける所得税の所得控除（基礎控除）について

(2017年1月現在)

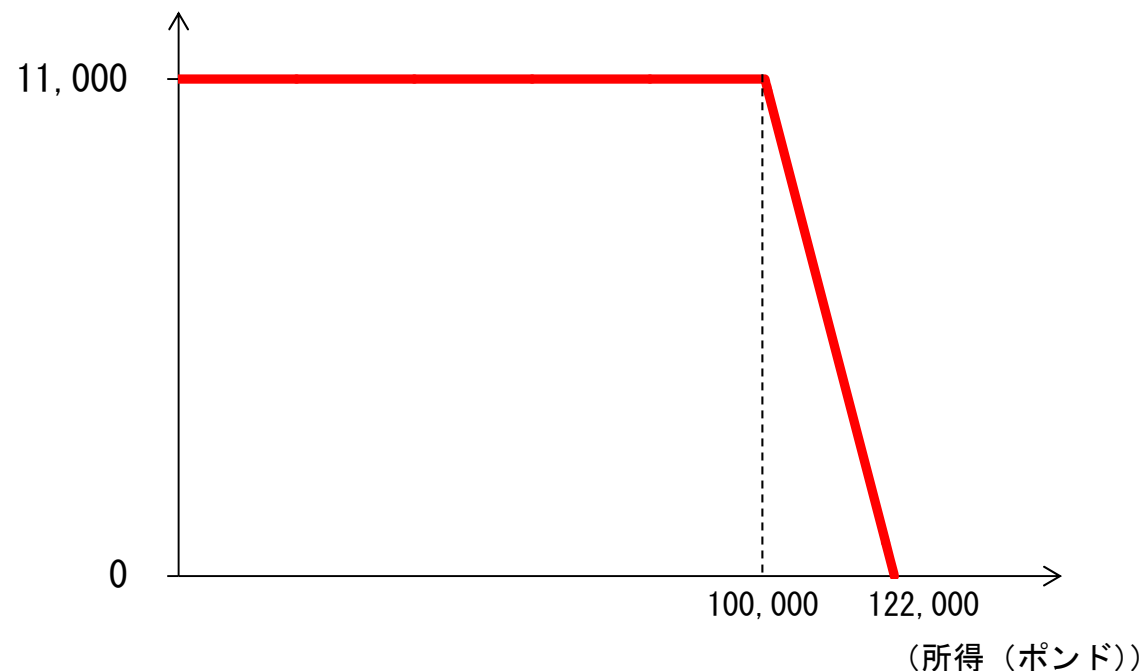
- イギリスでは、日本と同様に、所得控除方式の基礎控除が存在するが、所得が一定金額を超える場合、基礎控除の額が逡減・消失する仕組みとなっている。
- このため、日本、ドイツ等の場合と異なり、一定水準以上の高所得者については、所得金額に対して控除等を適用することなく、直接累進税率が適用されることとなる。

(基礎控除額)

基礎控除	11,000 ポンド (147.4 万円)
逡減開始	100,000 ポンド (1,340 万円)
逡減率	所得が1ポンド(134円) 増えるごとに、 0.5ポンド(67円)
消失	122,000 ポンド (1,635 万円)

(基礎控除額 (ポンド))

(基礎控除のイメージ)



(注1) 2017年4月より、基礎控除額は11,500ポンド(154.1万円)に引き上げられている(所得が123,000ポンド(1,648万円)に達すると消失)。

(注2) 配偶者の一方の基礎控除に残余がある場合、当該残余額を最大1,100ポンド(14.7万円、2017年4月からは最大1,150(15.4万円))まで他方の基礎控除額に移転できる(婚姻控除)。

(備考) 邦貨換算レートは1ポンド=134円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

ドイツにおける所得税の「ゼロ税率」について

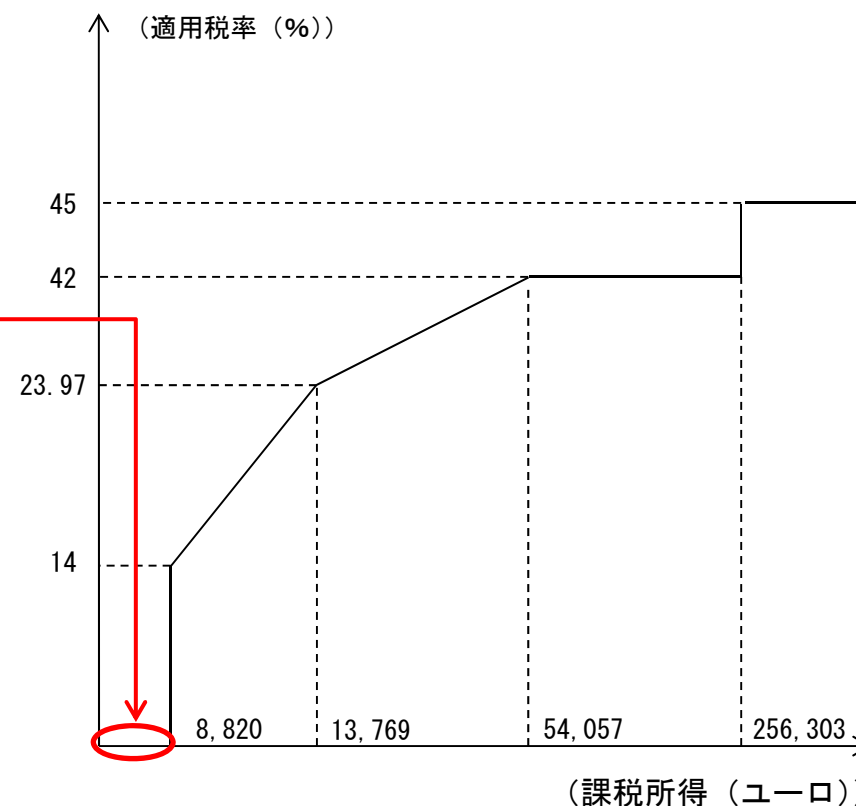
(2017年1月現在)

○ ドイツでは、我が国における基礎控除に当たる制度は存在しないが、「ゼロ税率」の適用により、一定額までの所得に対しては税負担を課さない仕組みが設けられている。

(累進税率表)

課税所得		適用税率
以上	以下	
0 ユーロ (0 万円)	8,820 ユーロ (103 万円)	0%
8,821 ユーロ (103 万円)	13,769 ユーロ (161 万円)	14%~23.97% (未満)
13,770 ユーロ (161 万円)	54,057 ユーロ (632 万円)	23.97%~42% (未満)
54,058 ユーロ (632 万円)	256,303 ユーロ (2,999 万円)	42%
256,304 ユーロ (2,999 万円)	~	45%

(税率構造のイメージ)



(注) 別途、連帯付加税 (所得税額の 5.5%) が課される。

(備考) 邦貨換算レートは 1 ユーロ = 117 円 (裁定外国為替相場 : 平成 29 年 (2017 年) 1 月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

フランスにおける所得税の「ゼロ税率」について

(2017年1月現在)

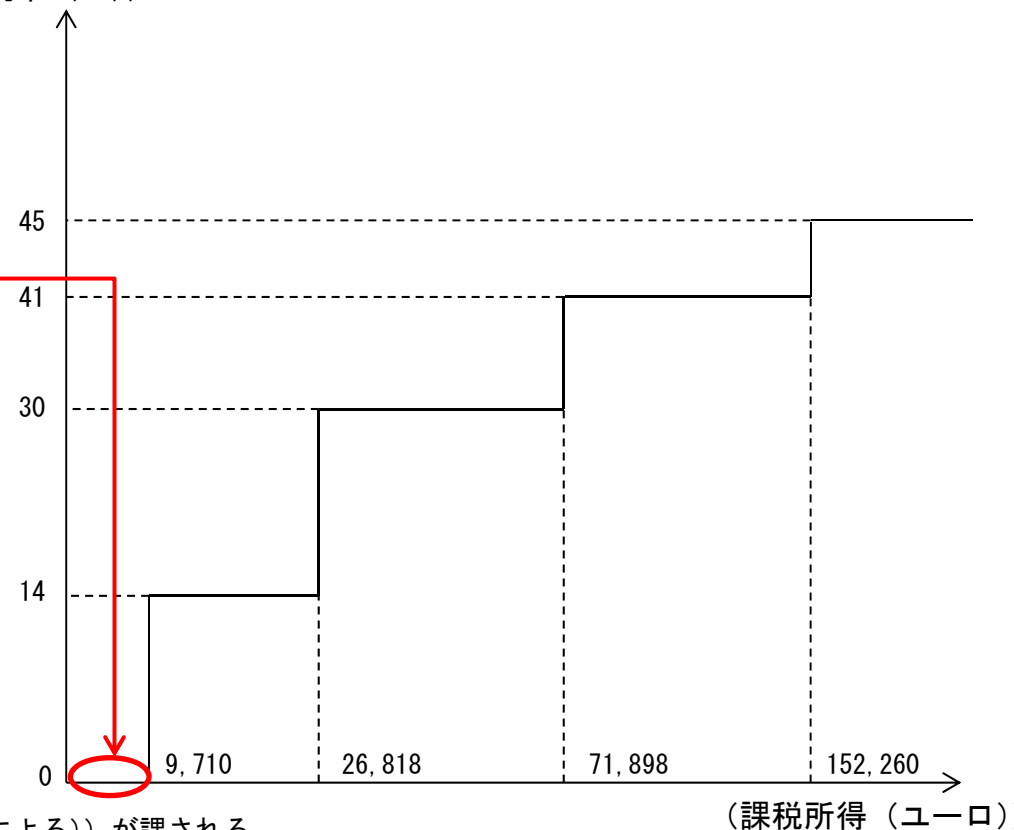
- フランスでは、我が国における基礎控除に当たる制度は存在しないが、「ゼロ税率」の適用により、一定額までの所得に対しては税負担を課さない仕組みが設けられている。

(累進税率表)

課税所得		適用税率
超	以下	
0 ユーロ (0 万円)	9,710 ユーロ (114 万円)	0%
9,710 ユーロ (114 万円)	26,818 ユーロ (314 万円)	14%
26,818 ユーロ (314 万円)	71,898 ユーロ (841 万円)	30%
71,898 ユーロ (841 万円)	152,260 ユーロ (1,781 万円)	41%
152,260 ユーロ (1,781 万円)	~	45%

(適用税率 (%))

(税率構造のイメージ)



(注1) 別途、社会保障関連諸税 (課税所得の 6.7%~15.5% (収入の種類による)) が課される。

(注2) 課税所得のうち 9,710 ユーロ (114 万円) を超えない分については所得税が発生しない。

(備考) 邦貨換算レートは 1 ユーロ=117 円 (裁定外国為替相場: 平成 29 年 (2017 年) 1 月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

カナダにおける所得税の税額控除（基礎控除・配偶者控除）について

未定稿

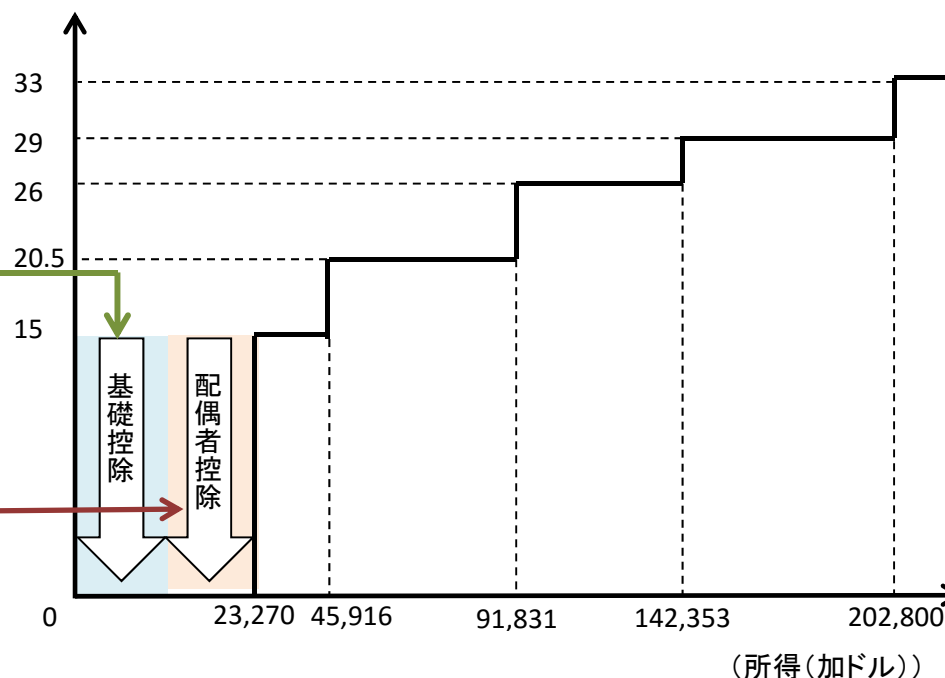
(2017年1月現在)

- カナダでは、1987年の税制改革において、基礎控除・配偶者控除を所得控除方式から税額控除方式に移行。
- 当該改革においては、移行前後で低中所得者層の税負担が増加しないように「税額控除の対象となる所得金額」^(注1)が設定され、この額に最低税率を乗じた額を税額控除することとされた。
- これにより、「税額控除の対象となる所得金額」については、最低税率分だけ税負担を軽減する効果がある。
(対象所得金額の合計が最低税率のブラケットを超えない限り、ゼロ税率と同様の効果)

(基礎控除額・配偶者控除額)

控除の種類	税額控除の対象となる所得金額 [A]	適用税率 [B]	税額控除額 [A × B]
基礎控除	11,635加ドル (94万円)	15% (最低税率)	1,745加ドル (14万円)
配偶者控除 (注3)	11,635加ドル (94万円) — 配偶者の所得	15% (最低税率)	最大 1,745加ドル (14万円)

(税率構造のイメージ^(注2))



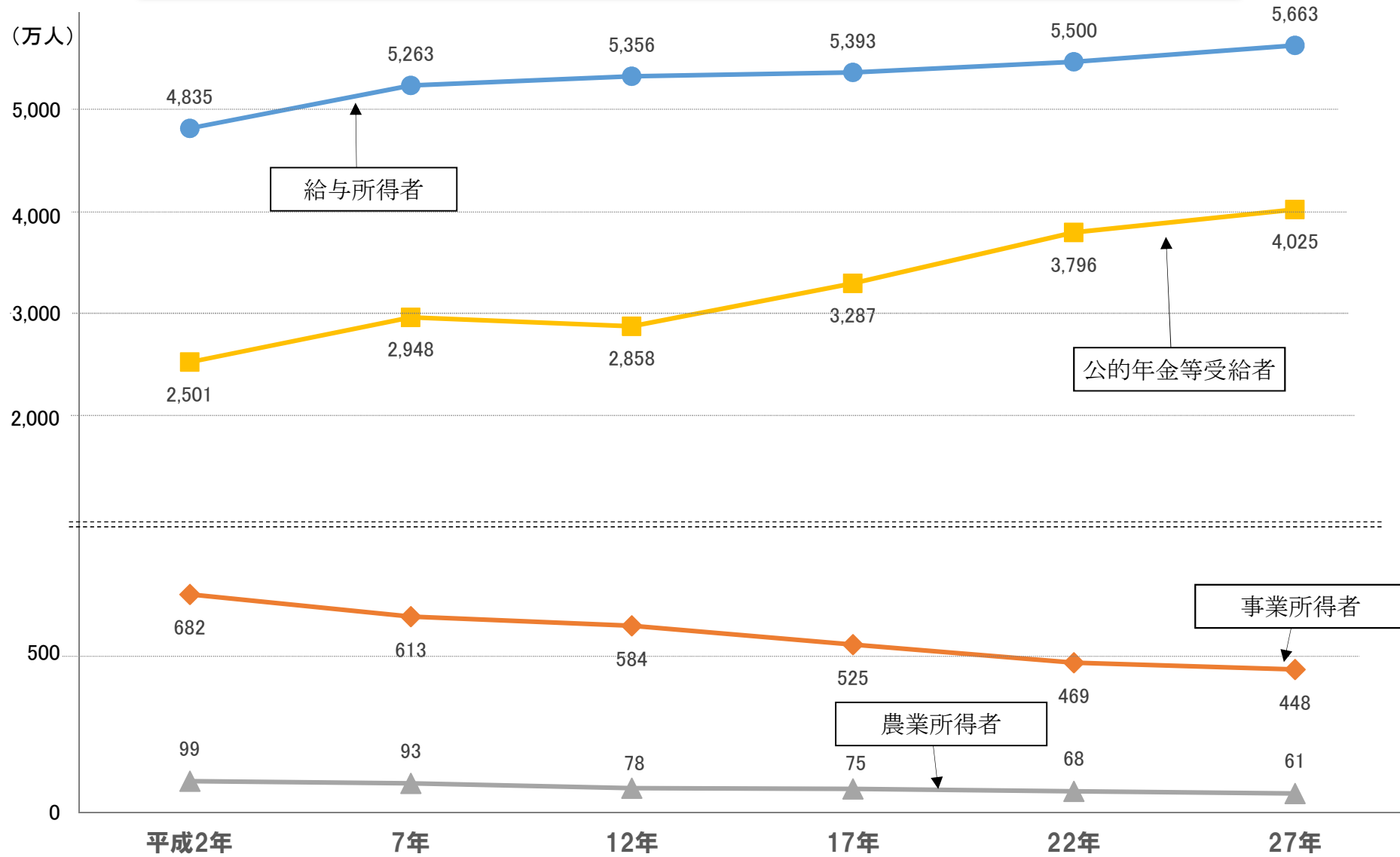
(備考) 邦貨換算レートは1加ドル=81円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(注1) 当該改革の後、物価等による調整が実施されている。

(注2) 2016年の所得税法改正により、2016課税年度(同年1月~12月)から、従来の4段階の累進税率(15, 22, 26, 29%)に代わり、上記5段階の累進税率が適用されている。

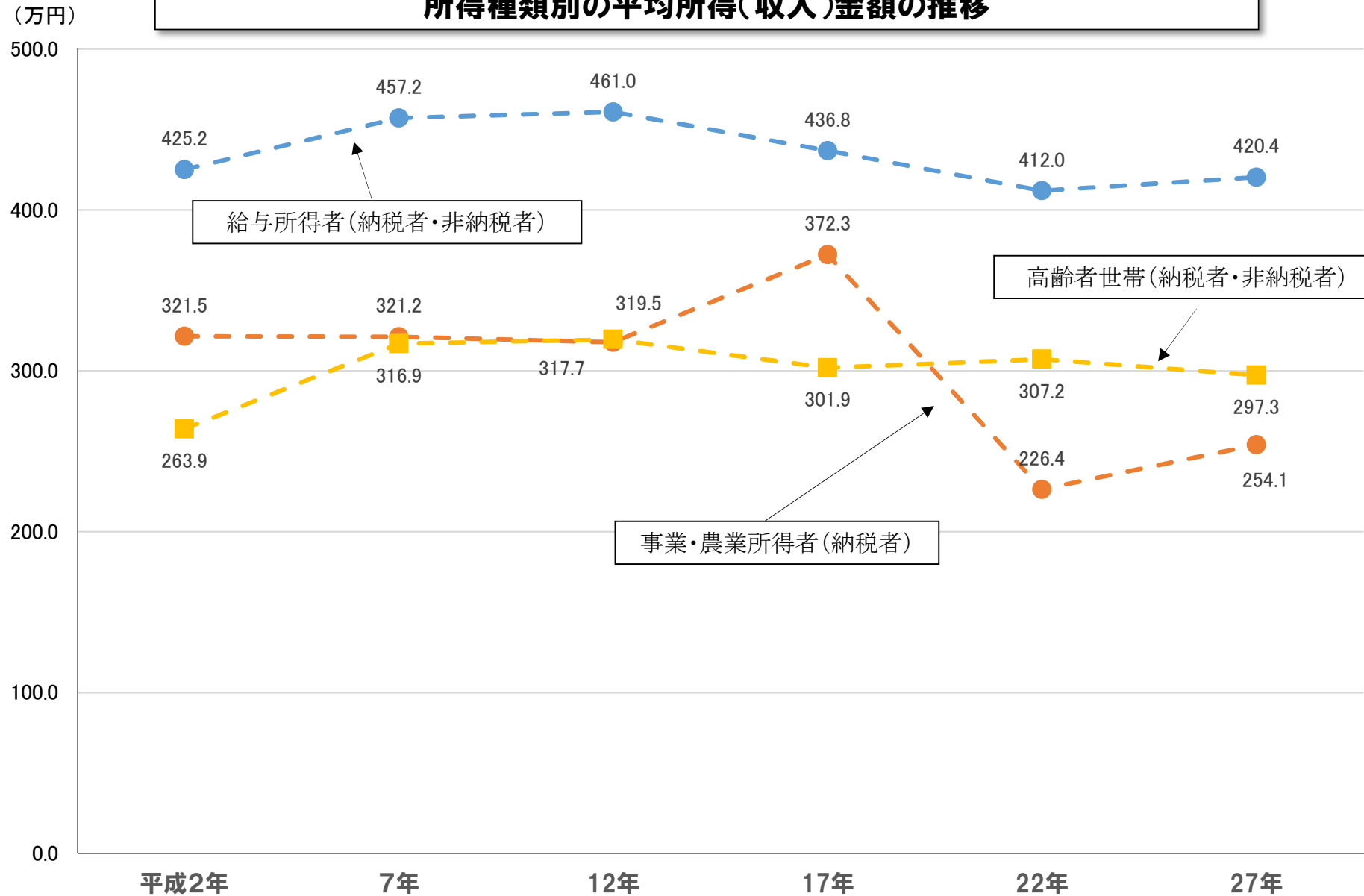
(注3) 配偶者の所得金額の増加に伴い、逡減・消失する。なお、配偶者が身体的または精神的に障害を有している場合には、税額控除の対象となる所得金額[A]に2,150加ドルが加算され、その結果、税額控除額[A × B]は最大2,068加ドル(17万円)となる。

所得種類別の所得者数の推移



(注) 「労働力調査年報（総務省）」、「厚生年金保険・国民年金事業の概況（厚労省）」等及び「農業センサス（農水省）」より作成。

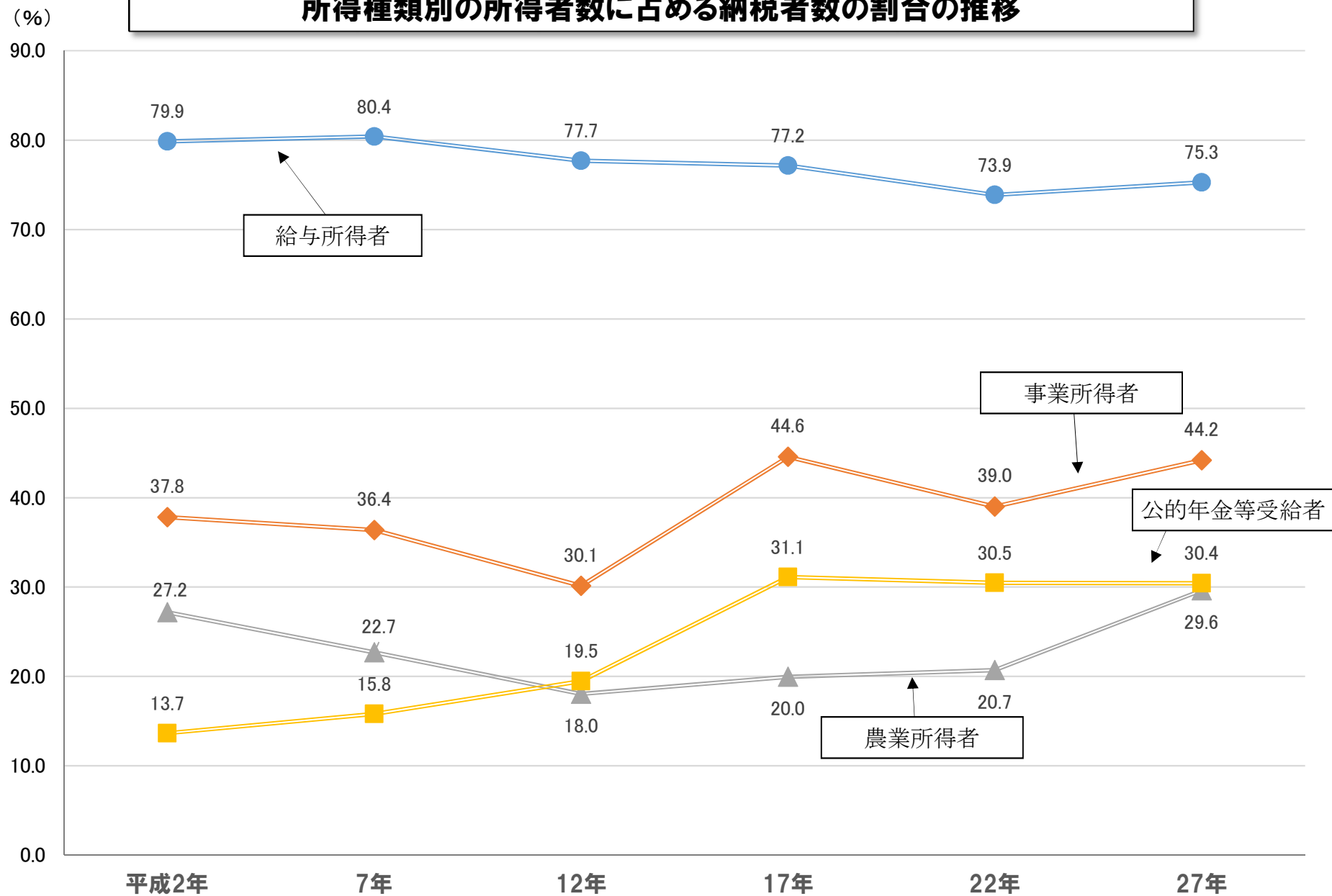
所得種類別の平均所得(収入)金額の推移



(注) 給与所得者は「民間給与実態統計調査(国税庁)」の平均給与収入金額、高齢者世帯は「国民生活基礎調査(厚労省)」の平均所得金額、事業・農業所得者は「国税庁統計年報(国税庁)」の平均所得金額より作成。

「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

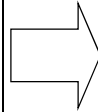
所得種類別の所得者数に占める納税者数の割合の推移



(注) 所得者数は「労働力調査年報（総務省）」、「厚生年金保険・国民年金事業の概況（厚労省）」等及び「農業センサス（農水省）」より、納税者数は「市町村税課税状況等の調（総務省）」及び課税実績より。

年金課税の推移

【～昭和62年分】		
給与所得として課税		
所得計算上の所得控除	高齢者年金特別控除 (65歳以上)	78万円
	給与所得	(老年者年金特別控除後の年金収入)
	165万円までの部分	40%
	330万円までの部分	30%
	600万円までの部分	20%
	1,000万円までの部分	10%
	1,000万円を超える部分	5%
	最低保障額	57万円



【昭和63年分～平成元年分】		【平成2年分以降】	【平成17年分以降】
雑所得として課税			
所得計算上の所得控除	公的年金等控除	① 定額控除 80万円 (65歳未満の者 40万円)	① 定額控除 100万円 (65歳未満の者 50万円)
		② 定率控除 (定額控除後の年金収入)	② 定率控除 (定額控除後の年金収入)
		360万円までの部分 25%	360万円までの部分 25%
		720万円までの部分 15%	720万円までの部分 15%
		720万円を超える部分 5%	720万円を超える部分 5%
		最低保障額 120万円 (65歳未満の者 60万円)	最低保障額 140万円 (65歳未満の者 70万円)
			最低保障額 70万円 (65歳以上の者 120万円)

人的控除	老年者控除	25万円(個人住民税24万円)
------	-------	-----------------

人的控除	老年者控除	50万円(個人住民税48万円)	同左	廃止
------	-------	-----------------	----	----

源泉徴収及び支払調書制度の対象となる報酬・料金等の範囲

区 分	源泉徴収税率	調書の省略基準
<p>1 所得税法第 204 条第 1 項第 1 号の報酬・料金 原稿料、挿絵料、写真の報酬、作曲料、レコードやテープの吹込料、デザイン料、放送謝金、著作権の使用料、著作隣接権の使用料、工業所有権等の使用料、講演料、技芸・スポーツ・知識等の教授・指導料、脚本料、脚色料、翻訳料、通訳料、校正料、書籍の装丁料、速記料、版下の報酬、投資助言業務に係る報酬・料金</p>	<p>支払金額×10%</p> <p>(ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%)</p>	<p>同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの</p>
<p>2 所得税法第 204 条第 1 項第 2 号の報酬・料金 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、計理士、会計士補、社会保険労務士、弁理士、企業診断員、測量士、測量士補、建築士、建築代理士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士、技術士補、火災損害鑑定人又は自動車等損害鑑定人の業務に関する報酬・料金 ----- 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の業務に関する報酬・料金</p>	<p>支払金額×10%</p> <p>(ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%)</p> <p>(支払金額－1万円)×10%</p>	
<p>3 所得税法第 204 条第 1 項第 3 号の診療報酬 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬</p>	<p>(支払金額－月 20 万円)×10%</p>	<p>同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの</p>
<p>4 所得税法第 204 条第 1 項第 4 号の報酬・料金 外交員、集金人又は電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金 ----- 次に掲げる職業運動家等の業務に関する報酬・料金 プロ野球選手、プロサッカー選手、プロテニス選手、プロレスラー、プロゴルファー、プロボウラー、自動車のレーサー、競馬の騎手、自転車競技の選手、モーターボート競走の選手、モデル ----- プロボクサーの業務に関する報酬・料金</p>	<p>$\left\{ \begin{array}{l} \text{その月中の} \\ \text{報酬・料金} \end{array} - \left[\begin{array}{l} 12 \text{万円} \\ \text{—} \\ \text{その月中の} \\ \text{給与等の額} \end{array} \right] \right\} \times 10\%$</p> <p>支払金額×10%</p> <p>(ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%)</p> <p>(支払金額－5万円)×10%</p>	
		<p>同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの</p>

区 分	源泉徴収税率	調書の省略基準
5 所得税法第 204 条第 1 項第 5 号の報酬・料金 芸能人などに支払う出演料等 (注) 一般の人に支払うラジオやテレビ放送の出演料を含む。 ----- 芸能人の役務の提供を内容とする事業の報酬・料金	支払金額×10% (ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%)	同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの
6 所得税法第 204 条第 1 項第 6 号の報酬・料金 バー・キャバレー等のホステス、バンケットホステス、コンパニオン等の業務に関する報酬・料金	(支払金額－控除額 ^(注))×10% (注) 控除額＝(5,000円×支払金額の計算期間の日数)－その計算期間の給与等の額	同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
7 所得税法第 204 条第 1 項第 7 号の契約金 役務の提供を受けることを約することにより一時に支払う契約金 (注) 例えば、技術者を採用する際に支払う支度金など	支払金額×10% (ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%)	同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの
8 所得税法第 204 条第 1 項第 8 号の賞金 事業の広告宣伝のための賞金	(支払金額－50万円)×10%	同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
----- 馬主に支払う競馬の賞金	{支払金額－ (支払金額×20%+60万円)} ×10%	同一人に対するその年中の支払金額の全部につきそれぞれの1回の支払金額が75万円以下であるもの

(備考) 源泉徴収税率は復興特別所得税を加味していない。

アメリカにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み（具体例））

法定調書

- 米国においては、BtoB取引・CtoC取引を含め、多様な法定調書が存在。
- 日本の法定調書に対応する調書に加え、米国では以下のような法定調書も提供されている。

書類の様式	提出義務者	報告内容
Form 1099-C	金融機関・信用組合・連邦行政機関等	事業及び取引に関する600ドル(6.5万円)以上の債権の全部又は一部の免除に関する報告
Form 1099-K	①銀行その他の決済機関 ②第三者決済機関	①クレジットカード等のカード決済取引に関する報告 ②第三者ネットワーク取引に関する報告(年間の取引回数が200回超かつ取引総額が2万ドル(216万円)超の場合)
Form 1099-MISC	支払者	所得の源泉に関する情報。事業及び取引に関連する賃料、サービスの対価、収益や利益としての年間600ドル(6.5万円)以上の支払に関する報告 (注)日本においては「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」において一部のみ収集している
Form 8300	現金受領者	事業及び取引に関連して1取引につき1万ドル(108万円)超の現金支払いを受けた場合の報告書(「通貨及び外国取引の報告に関する法律」に基づく報告義務があるものを除く)
Form 8596	連邦行政機関	連邦行政機関との間で25,000ドル(270万円)以上の請負契約を結んだ者に関する報告

(注)上記の法定調書のうち、Form8596以外については、報告対象とされた者に対しても、調書を交付する必要。

税務当局の情報提供要請権

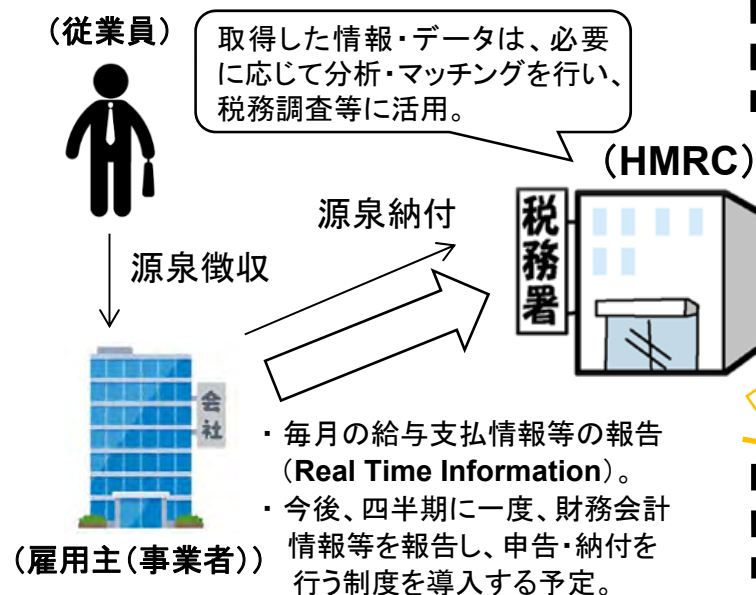
- 内国歳入庁は、申告書の確認や無申告者の申告書作成等の目的のため、納税者及び第三者に対し、「質問検査（実地での聞き取り調査等）」に加え、「行政召喚状（サモンズ）」の発出（出頭を求めての聞き取りや、資料の提出等）も行う。
- サモンズは、不特定の納税者に関する情報の取得を目的として第三者に対し発することも認められる（いわゆる「ジョン・ドゥ・サモンズ」）。ただし、一定の要件を満たし、裁判所の許可を得る必要がある。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル＝108円(基準外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

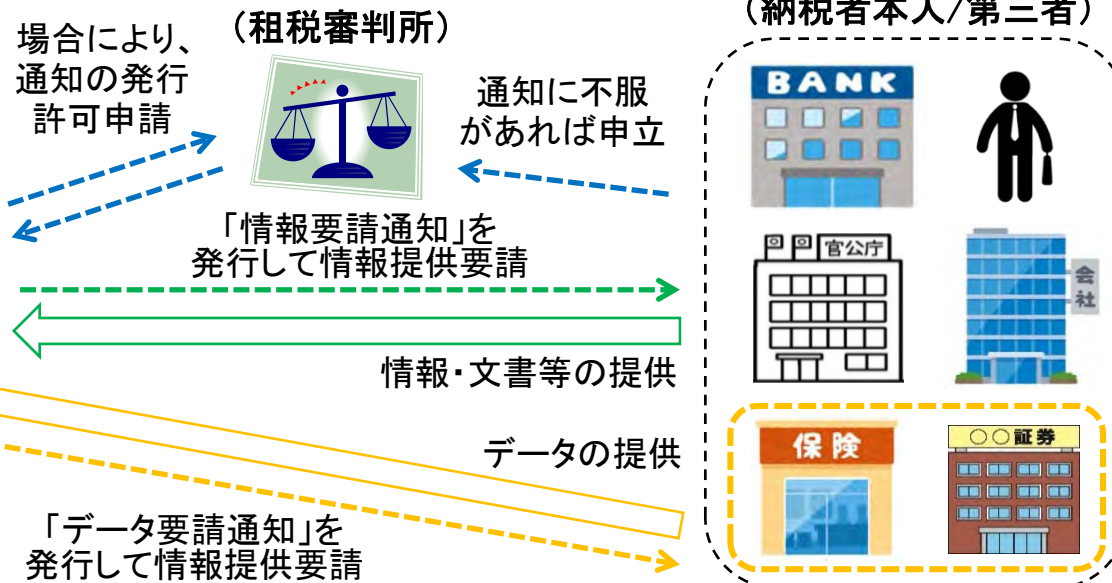
イギリスにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

- 歳入関税庁(HMRC)による実態の把握が困難な新たな経済活動や、国際的な課税逃れ、脱税等に対応し、課税漏れを最小化するため、HMRCの情報収集権限の整備が進められている。
- HMRCは、納税者及び関係する第三者に対し、「情報要請通知(Information Notice)」を発行して、合理的な範囲内で、当該納税者の課税状況の確認に必要な情報の提供を要請することができる(2008年財政法)。同通知を第三者に対して発行する場合は、不特定の納税者に関する情報の提供も要請することができる(ただし、租税審判所から事前に許可を受ける必要)。
- また、HMRCは、納税者の課税状況の分析等に活用するため、「データ要請通知(Data-holder Notice)」を発行して、雇用主や証券会社等の法令で定められた第三者に対し、不特定多数の納税者に関する一定のデータの提供を求めることもできる(Bulk Information Power / Data-gathering Power: 2011年財政法)。なお、当該第三者の範囲については、2013年や2016年の法改正により、決済業者や仲介業者にも拡大されている。
- そのほか、税務に関わるほぼ全ての情報のやり取りを電子化する取組「Making Tax Digital」の推進により、給与所得者の所得税については、「Real Time Information」化を実現。毎月、課税額を調整した上で源泉徴収を行い、納税額の過不足の幅を限りなく小さくしている。加えて、個人事業主と法人については、課税逃れ防止の観点から、HMRCが適時に事業状況等を把握できるようにするため、今後、四半期に一度、財務会計情報を報告する制度を導入する予定。

<Real Time Information等のイメージ>



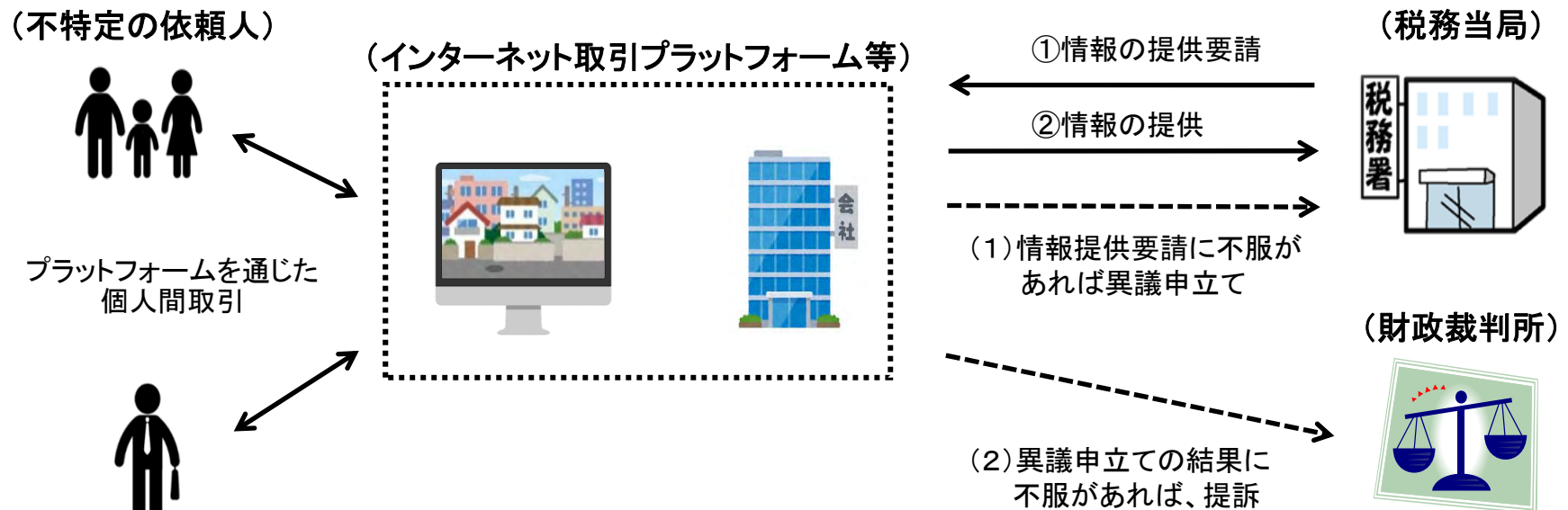
<情報提供要請権のイメージ>



ドイツにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

- 税務当局は、納税者及び関係する第三者に対し、情報提供を要請することが可能。不特定の納税者に関する情報を第三者に要請することも判例によって従前より認められており、パナマ文書等の租税回避問題を背景に、2017年の租税通則法改正において、これが明文化された（「一括情報要請」）。
- 同法改正により、「一括情報要請」を行使するためには、提供を要請する情報の範囲を示すとともに、従前より判例上必要とされていた以下の要件を満たす必要があることが、法律上明文化された。
 - ① 調査についての十分な端緒が存在すること
 - ② 他の採り得る手段によっては事実関係の解明が達成されないと見込まれること
- なお、情報提供要請を受けた第三者が、これに不服がある場合は、税務当局に異議を申立てることが可能であり、その結果になお不服がある場合は、最終的に連邦財政裁判所に提訴することもできる仕組みとなっている。

＜一括情報要請が行われた例＞



フランスにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

1. 支払調書等による情報の提出

給与・利子・配当等に関する支払調書等の法定調書が存在する。また、デジタル経済の進展により利用者の所得の把握が困難になったことを受け、2016年の税制改正において、2020年以降、インターネット取引のプラットフォーム事業者に対し、サービス利用者の取引情報の提供を義務付けるよう、見直しを行った。

2. コミュニケーション権による情報提供要請

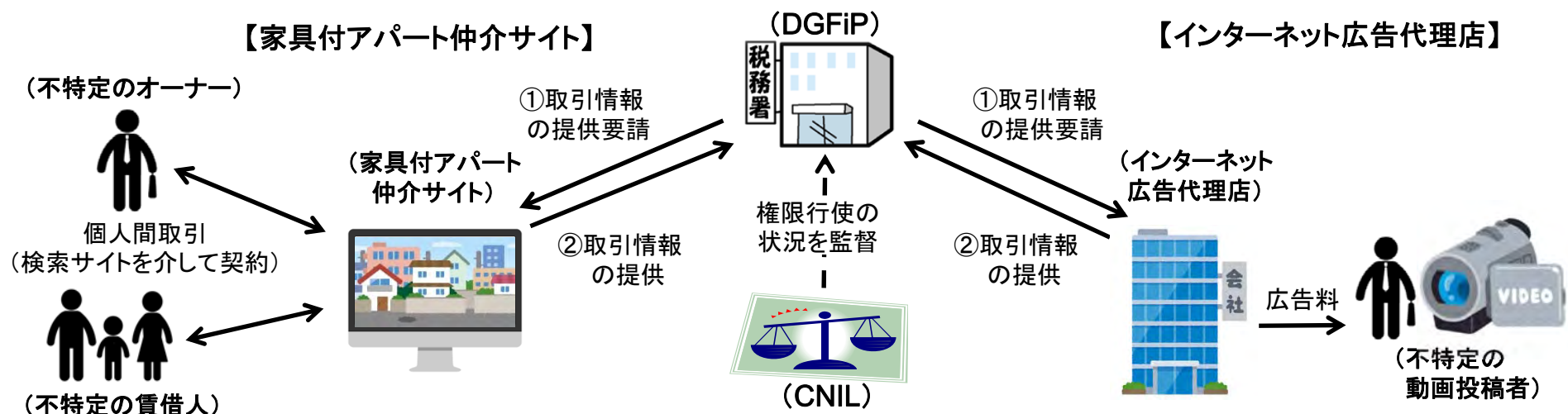
公共財政総局(DGFIP)が納税者及び関係する第三者等に対し情報提供を要請できる仕組みである、「コミュニケーション権」について、インターネットを利用した脱税行為等の増加に対処するため、2014年に見直しを行い、納税者が不特定の場合でも、第三者(仲介業者を含む)に対し、一定の条件を指定し、該当する取引情報の提供を要請することが可能となった。

なお、同権限の行使の状況については、個人情報保護等を目的とする独立行政機関「情報処理及び自由に関する国家委員会(CNIL)」が監督している。

■ 主な要件(税務手続法典L81条、R*81-3条等)

- ① 課税標準の確定及び税務調査を目的とすること。
- ② 提供要請先に対して、納税者の属性・要請する情報の内容・調査実施期間を客観的に示すこと。

<コミュニケーション権が活用された例>



※ DGFiPの発表によれば、2016年中に、「コミュニケーション権」が計1,531回発動されている。